

生駒市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 18 年 5 月 17 日

生駒市長 山下 真

生駒市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正
する条例

生駒市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年 7 月
生駒市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

別表中	2 6 6	3 6 1	4 6 1	を	2 6 8	3 6 3	4 6 3	に
	2 5 1	3 3 6	4 2 6		2 5 3	3 3 8	4 2 8	
	2 3 1	3 0 6	3 8 6		2 3 3	3 0 8	3 8 8	

改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下
「新条例」という。）別表の規定は、平成 18 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤
消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）に

ついて適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

- 3 平成18年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の生駒市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定による退職報償金は、新条例の規定による退職報償金の内払とみなす。